

RPS法の詳細は下記のホームページアドレスをご参考ください。

資源エネルギー庁

<http://www.rps.go.jp>

問い合わせ受付をクリックすると意見・質問をすることが出来ます。

## 新エネ等利用法電子管理システム

What's New!

法律の趣旨

RPS制度の概要

法律等

各種申請・届出

Q&A

問い合わせ受付

設備認定事業者一覧

専用ページ  
ログイン

サイトマップ

リンク集

### RPS制度の概要

RPS制度(Renewables Portfolio Standard)とは、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下、「新エネルギー等利用法」という。)に基づき、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気(以下、「新エネルギー等電気」という。)の利用を義務付け、新エネルギー等の更なる普及を図るものです。

電気事業者は、義務を履行するため、自ら「新エネルギー等電気」を発電する、若しくは、他から「新エネルギー等電気」を購入する、又は、「新エネルギー等電気相当量(法の規定に従い電気の利用に充てる、もしくは、基準利用量の減少に充てることのできる量)」を取得することになります。

### RPS制度の概要

#### (1)目的

エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置を講じ、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とします。(法第一条関係)

#### (2)利用目標

経済産業大臣は、総合資源エネルギー調査会及び環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の意見を聴いて、新エネルギー等電気の利用目標を定めます。(法第三条関係)

#### 新エネルギー等電気の利用目標

#### (3)対象エネルギー

1. 風力
2. 太陽光
3. 地熱
4. 水力(水路式の1000kW以下の水力発電)
5. バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱  
・廃棄物であるバイオマスの焼却による発電については、このカテゴリに含まれます。

#### (4)義務

経済産業大臣は、利用目標を勘案し、電気事業者(一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者)に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の量の新エネルギー等電気の利用を義務づけます。この義務量のことを基準利用量といいます。(法第四、五条関係)

#### 「電気事業者」について